

全国がん登録説明会資料

平成27年11月27日(金)

福島県地域医療課

全国がん登録制度ができた背景

- がん登録は、がん罹患等の情報を収集し、国民や患者に対してデータに基づく適切ながん医療を提供し、その質の向上のために不可欠なものである。
- これまで、がん罹患等の情報は「地域がん登録」として収集されてきたが、その情報は、届出に協力いただけの医療機関からの情報のみに限られていた。

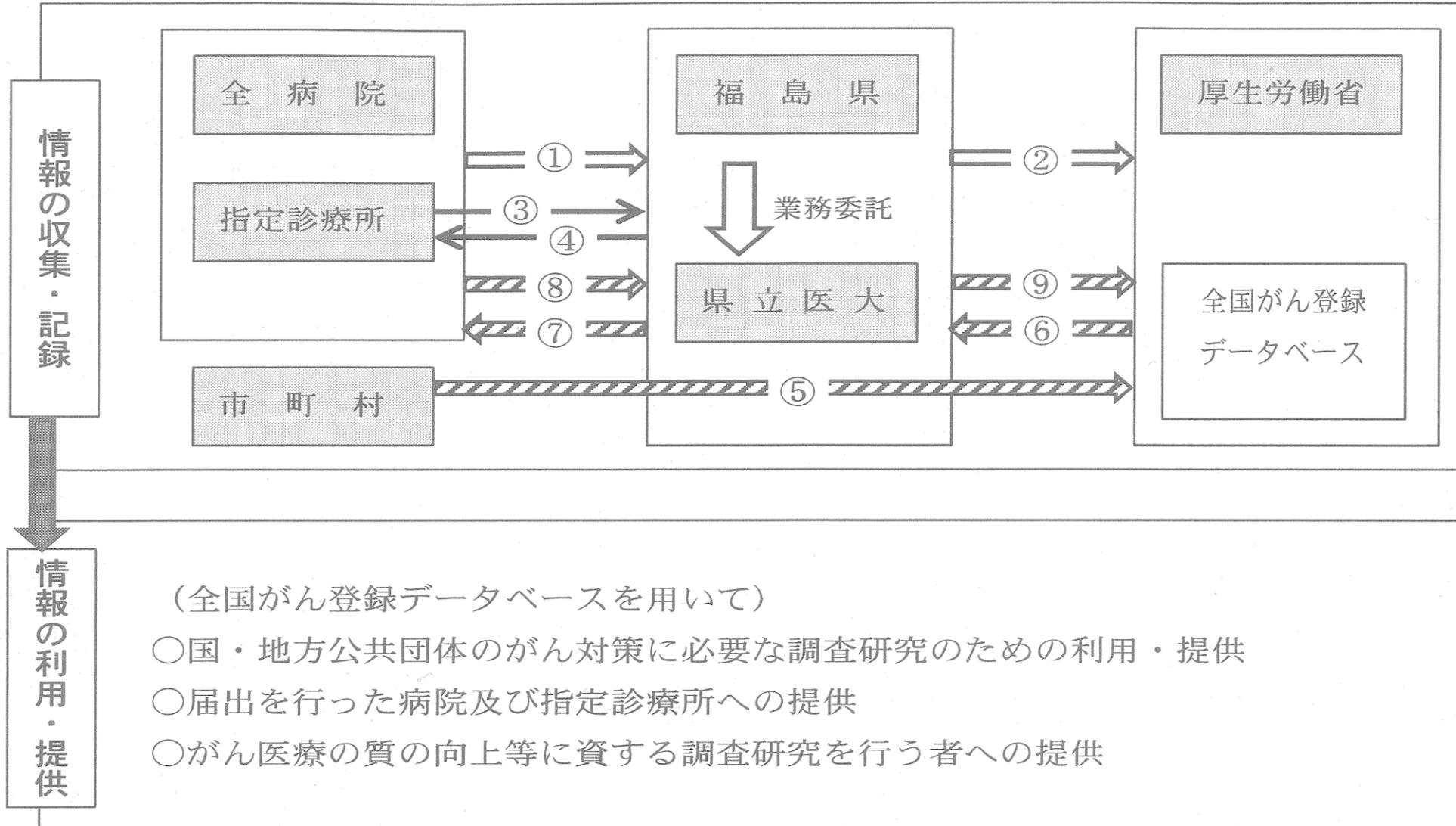


- 「がん登録等の推進に関する法律」が平成28年1月に施行。
名称を「全国がん登録」として、
 - ・病院：全ての病院が届出することを義務づけ
 - ・診療所：手挙げ方式により県の指定を受けた診療所が届出

地域がん登録と全国がん登録の比較

	地域がん登録	全国がん登録
届出対象	平成27年12月31日までの診断症例	平成28年1月1日以降の診断症例
届出を行う機関	協力いただける医療機関	全病院及び指定診療所 ・病院は届出することを義務づけ ・診療所は協力いただける診療所(手挙げ方式により県の指定を受けた診療所)
届出方法	原則、紙媒体での提出	原則、電子媒体での提出
届出先	福島県立医科大学 地域がん登録室	

全国がん登録制度の概要①



全国がん登録制度の概要②

情報の収集・記録

- ①～②罹患等情報の届出: ①全ての病院及び指定診療所が、がん患者の罹患等情報を届出(病院は届出することを法律で義務づけ)。②県は、医療機関からの届出情報を厚生労働省に提出。
- ③～④指定診療所: ③届出に協力いただける診療所は、指定の申請をしていただき、④県で届出を行う診療所を指定。
- ⑤～⑨遡り調査: ⑤市町村が死亡情報を提出。⑥厚生労働省において、死亡情報から届出漏れが判明した場合には、⑦県を通して通知。⑧病院又は指定診療所が届出漏れ情報を提出し、⑨県は厚生労働省に提出。

情報の利用・提供

- 厚生労働省が整備する全国がん登録データベースを用いて、収集した情報を利用・提供。

診療所の指定①

指定までの流れ

- ①様式第1号「全国がん登録における指定申請書」を福島県地域医療課まで郵送により提出してください。

【提出先】

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県地域医療課 宛て

※様式第1号は県地域医療課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/zenkoku-gan-shitei.html>

様式第1号	番 平成 年 月 日
福島県知事	(申請者) 診療所の所在地 診療所の名称 開設者の住所 (法人の場合は所在地) 開設者の氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)
全国がん登録における指定申請書	
「がん登録等の推進に関する法律」第6条第2項の規定による診療所として指定されたいので、「福島県全国がん登録事業における診療所の指定要領」第2に基づき、申請します。 なお、指定の上は、「がん登録等の推進に関する法律」、「福島県全国がん登録事業実施要領」その他関係規定による一切の事項を守ります。	
記	
東北厚生局が指定する保険医療機関コード	
診療所の名称	
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署)

- ②福島県地域医療課から、指定する旨を通知します。

診療所の指定②

指定申請書の提出時期

- ①平成28年から届出に協力いただける場合
平成27年12月22日(火)までに提出してください。
- ②平成29年以降から届出に協力いただける場合
協力いただける年の前年の11月30日までに提出してください。

例)平成29年から届出 → 平成28年11月30日まで
平成30年から届出 → 平成29年11月30日まで

※福島県の指定は、各年1月1日付けで行います。

※がん患者の罹患等情報の届出は、福島県の指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報となります。

平成28年からの届出に御協力をお願いいたします。

罹患等情報の届出時期

遅くとも次の時期までにまとめて提出してください。

- ① 1月～6月に当該がんの初回の診断が行われた場合
当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の1月31日まで
例) 平成28年1月～6月の情報→平成29年1月31日まで
- ② 7月～12月に当該がんの初回の診断が行われた場合
当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の6月30日まで
例) 平成28年7月～12月の情報→平成29年6月30日まで

※法令等では、当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の12月31日までに随時提出とされていますが、福島県においては、上記のとおり提出時期の目安を設定しておりますので、御協力をお願いします。

※厚生労働大臣が指定する「がん診療連携拠点病院」については別途、定める時期まで提出してください。

罹患等情報の届出データの作成①

①～③のいずれかの方法により、届出データを作成してください。

①電子届出票PDFファイル

国立がん研究センター「全国がん登録届出支援サイト」(平成28年1月運用開始予定)の画面上で情報を入力して電子届出票PDFファイルを作成する方法です。

②全国がん登録専用システムを活用したcsvファイル

国立がん研究センターが提供する専用システム「Hos-CanR Lite」を利用してデータベースを作成し、そこから届出データとしてcsvファイルを作成する方法です。

※国立がん研究センターのホームページからシステム利用を申し込み。

罹患等情報の届出データの作成②

③院内がん登録専用システムを活用したcsvファイル

全国がん登録よりも項目が多岐にわたる院内がん登録を専用システム「Hos-CanR Plus」を利用して実施されている場合に、当該システムを利用して、全国がん登録に必要な届出データを抽出しcsvファイルを作成する方法です。

- ※国立がん研究センターのホームページからシステム利用を申し込み。
- ※現在、提供されている「Hos-CanR Plus」は全国がん登録に対応していません。今後、全国がん登録に対応できるようバージョンアップが行われる予定ですので、バージョンアップ後のシステムを活用してください。

罹患等情報の届出データの作成③

(参考) 院内がん登録について

○1症例当たりの項目

・全国がん登録:26項目 院内がん登録:約70項

○院内がん登録の実施は任意であり、義務ではありません。

○院内がん登録のメリット

・詳細な項目のデータをとることにより、自施設の状況分析に役立ちます。

・がん診療連携拠点病院の院内がん登録のデータが国立がん研究センターのホームページで掲載されており、それらの施設と自施設との比較が可能となります。

○実施するかどうかは、各医療機関においてご判断ください。

(問合せ先)

○全国がん登録について→県立医大地域がん登録室(024-547-1412)

○院内がん登録について→県立医大院内がん登録室(024-547-1410)

罹患等情報の届出データの作成④

④届出申出書PDFファイル

①～③のいずれにおいても、国立がん研究センター「全国がん登録届出支援サイト」(平成28年1月運用開始予定)を利用して、届出申出書PDFファイルを作成してください。

※インターネットが活用できない場合、①～④により届出をすることができませんので、その場合には、県立医大地域がん登録担当までお問合せください。【県立医大地域がん登録担当】 電話 024-547-1412

届出データの作成に当たっては、国立がん研究センターのホームページをご覧ください。

○「全国がん登録届出支援サイト」、全国がん登録システム「Hos-CanR Lite」

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/index.html

○院内がん登録専用システム「Hos-CanR Plus」

http://ganjoho.jp/hospital/cancer_registration/registration03.html

病院・指定診療所への情報の提供

- 厚生労働省が整備する全国がん登録データベースを用いて、病院又は指定診療所からの請求に基づき、当該病院又は指定診療所が届出を行ったがんに係る生存確認情報等を提供します。
- ただし、全国がん登録データベースは平成30年以降に整備されることから、情報を提供できるのは平成30年以降となります。
- 今後、情報の提供に係る手続き等を規定し、お知らせいたします。

その他①

勧告・公表

(法第7条)

- 都道府県知事は、病院の管理者が法第6条第1項の規定に違反した場合(届出がされなかった場合)において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。
- 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

その他②

秘密保持義務等

(法第28条第7項)

○病院又は指定診療所において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(法第29条第7項)

○病院又は指定診療所において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

その他③

福島県ホームページ

福島県地域医療課ホームページには、各手続きや様式を掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/gan-touroku-jigyou.html>

地域がん登録への御協力をお願い

平成27年以前に診断が行われたがん患者については、「地域がん登録」として、引き続き、罹患等情報を収集しています。
「地域がん登録」の届出は義務ではありませんが、本県においては原子力災害のため、より精度の高い統計データが求められています。
皆様の御理解と御協力をお願いいたします。